令和７年度包括外部監査結果に係る措置状況報告書

【消防事業の財務事務について】

（令和８年１０月）

東大阪市

１．監査の種類

包括外部監査

２．令和７年度の監査テーマ

「消防事業の財務事務について」

３．監査結果に基づく措置状況一覧（令和８年５月末日時点）

１ページから４ページのとおり

４．措置状況の内容（令和８年５月末日時点）

５ページから２５ページのとおり

なお、以前の報告で、すでに措置済み又は不措置として報告しているものは除いています。

５．措置状況の語句説明

措置済み　…　結果及び意見に対し、措置が完了しているもの

措置中　…　結果及び意見に対し、具体的な措置を実施中だが、完了に至っていないもの

措置予定　…　結果及び意見に対し、措置を行う予定だが、具体的な措置は開始されていないもの

検討中　…　結果及び意見に対し、措置を行うかどうかを考慮中であるもの

不措置　…　結果及び意見に対し、措置を行わないことを決定したもの

※　本報告書における措置状況の取りまとめは、市長公室内部統制推進室で行っています。

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧（令和8年5月末日現在）

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況（令和8年5月末日）
1	○		東大阪市消防力整備計画について	消防局総務課	検討中
2		○	東大阪市消防力整備計画について	消防局総務課	措置済み
3		○	女性消防吏員について	消防局総務課	検討中
4		○	受援計画について	消防局警防課	措置予定
5		○	コンプライアンス研修について	消防局人事課	措置済み
6		○	防火協力会及び防火協力連絡協議会について	消防局総務課	措置予定
7		○	防火協力会及び防火協力連絡協議会について	消防局総務課	措置済み
8		○	防火協力会及び防火協力連絡協議会について	消防局総務課	検討中
9	○		防火協力会の懇親会への参加について	消防局総務課	検討中
10		○	救急体制について	消防局総務課	措置済み
11		○	消防局の組織風土改革に向けた人事交流について	消防局人事課	検討中
12	○		「金銭出納帳」の収入日の誤りについて	消防局予防課	措置済み
13	○		前渡資金に係る「金銭出納帳」の記帳と現金の記載管理について	消防局総務課	措置済み

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧（令和8年5月末日現在）

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況（令和8年5月末日）
14	○		物品不用決定の処理漏れについて	消防局東消防署	措置済み
15		○	備品リストの設置場所について	消防局総務課	措置中
16	○		現物照合に関する詳細な規程について	出納室	措置予定
17		○	現物照合に関する詳細な規程について	出納室	措置済み
18		○	備品リストの抽出時点及び現物照合の実施時期について	出納室	措置済み
19	○		備品整理票の貼付漏れについて	消防局総務課	措置済み
20		○	備品整理票の貼付基準について	消防局総務課	措置予定
21	○		防火協力会連絡協議会の財産管理について	消防局総務課	措置済み
22	○		歓送迎会会費の残金の管理について	消防局予防課	措置済み
23	○		中消防署の財産管理について	消防局中消防署	措置済み
24		○	中消防署の財産管理について	消防局中消防署	措置済み
25		○	有寿命部品の見直しにかかるオーバーホール費用の増額について	消防局指令課	措置済み
26		○	長期継続契約の検討について	消防局指令課	措置済み

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧（令和8年5月末日現在）

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況（令和8年5月末日）
27		○	PFI事業における効果測定について	資産経営課	措置予定
28	○		契約事務チェックリストのチェック誤りについて	消防局総務課	措置済み
29	○		定期清掃の業務完了報告について	消防局総務課	措置済み
30		○	従事人数の把握について	消防局総務課	措置済み
31		○	『東大阪市消防職員の提案に関する規程』の改訂について	消防局総務課	措置済み
32	○		職員の勤務規律等の監察について	消防局人事課	措置予定
33		○	厚生会への入会について	消防局人事課	措置済み
34		○	職員採用応募者に対するアンケートの分析結果の文書化について	消防局人事課	措置済み
35		○	各消防署管轄の分署及び出張所の統廃合について	消防局総務課	検討中
36		○	AED設置の普及啓発について	消防局救急課	検討中
37		○	記録媒体の廃棄の対応について	情報政策課	措置済み
38		○	消防署員の訓練計画の作成について	消防局警防課	検討中
39		○	防火管理者の見届け状況のメンテナンスについて	消防局予防課	措置中

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧（令和8年5月末日現在）

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況（令和8年5月末日）
40		○	違反対象物公表制度の拡充について	消防局予防課	検討中
41		○	立入検査における人的要因の考慮について	消防局予防課	検討中
42		○	消防団の設置状況について	消防局総務課	検討中
43		○	消防団屯所の耐震性について	消防局総務課	検討中
44		○	女性登用について	消防局総務課	検討中
45		○	消防団員の出動状況の確認について	消防局総務課	検討中
46		○	消防団アプリの活用について	消防局総務課	措置予定

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
1	30ページ	○		東大阪市消防力整備計画について	消防力整備計画に基づき実行計画を策定するとともに、毎年度の実績確認を行うことは、消防力整備の適切な推進に不可欠であるが、計画の策定、実績報告がなされていない状況にある。 整備計画を着実に推進するためには、消防力整備推進会議を定期的に開催し、進捗状況を継続的に確認することが必要である。	消防局総務課	令和7年度は、消防力整備推進会議を2回開催し、第1回会議において消防実行計画の策定方針を見直し、令和3年度から令和7年度までを前期、令和8年度から令和12年度までを後期とする計画の構成に整理しました。第2回会議では、前期の実績報告及び後期消防実行計画の策定について審議しました。 令和8年度は、消防力整備に係る公表用資料について、消防力整備推進会議で審議しました。今後は、毎年度、消防力整備推進会議を少なくとも1回以上開催し、消防実行計画に掲げる取組の進捗状況及び前年度の実績を確認するとともに、必要に応じて計画の見直しを検討するなど、継続的な進捗管理を行ってまいります。	検討中
2	30ページ		○	東大阪市消防力整備計画について	消防力整備計画の効果的な進捗管理を行うためには、目標設定をより具体的かつ測定可能なものとし、適切なマイルストーンを設定することが望ましい。	消防局総務課	令和7年度中に、令和8年度以降の第3期東大阪市消防力整備計画消防実行計画を作成し、その中で各個別計画毎に事業指標を設定し、消防力整備推進会議において情報共有を実施しました。今後についても、毎年度各課において適切な事業指標を設定するとともに、定期的に消防力推進会議を開催し、事業指標及び進捗状況を継続的に確認します。	措置済み

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
3	34ページ		○	女性消防吏員について	建替え、改修時には、女性専用の設備を整備するなど、女性消防吏員の割合を増加させる取組を進めることが望ましい。	消防局総務課	女性専用設備の整備を含め、女性登用についての取り組みを進めます。	検討中
4	37ページ		○	受援計画について	受援計画について、応援職員等に対して紹介できる宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化、及び、受援計画に基づいた訓練の実施ができていない。他の多くの自治体においても対応できていない項目ではあるものの、受援計画をより実効性の高いものとするため、今後計画的に対応していくことが望ましい。	消防局警防課	応援職員等に対して紹介できる宿泊施設等のリスト化については、本市受援計画に大阪府受援計画別表を添付しており、当該別表に宿営場所一覧が整理されています。 また、受援計画に基づいた訓練については、令和8年度若しくは令和9年度中に東ブロック各消防本部と協力し、受援計画に応じた訓練を実施予定です。	措置予定
5	39ページ		○	コンプライアンス研修について	コンプライアンス研修について、対象者を管理職や若年層に限定するのではなく、全職員を対象として実施することが望ましい。また、研修の実施回数を増やす、又は、当日参加できない職員に対しても研修の動画を後日閲覧できるようにする、あるいは、別途研修用のDVDを閲覧できるようにするなど、研修対象者が研修を受講できる機会を確保するための取組を実施することが望ましい。	消防局人事課	令和7年度に実施したコンプライアンス研修（ハラスメント対策等）については、当日参加できない職員に対して動画視聴を実施し、全職員が研修を受講できる機会を確保しました。 また、令和8年度に実施予定のコンプライアンス研修についても、全職員を対象として対面で講義に参加できる機会を確保できるよう計画しています。 今後も全職員が研修を受講できる機会を確保する取組を実施します。	措置済み

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
6	42ページ		○	防火協力会及び防火協力連絡協議会について	現金紛失事案に関しては、警察による捜査結果等を踏まえ、市としての事実関係の確認を行い、当該現金を取り扱っていた職員及び管理していた職員に対し、消防局長名により処分等を行っているものの、当該事案を受けた課題整理や改善提案を内部報告書として取りまとめたり、改善策の起案等は行っていないとのことである。 このような重大な事案が発生した際には、事案に係る事実確認をもとに原因分析を通じて課題整理をするとともに改善策をとりまとめ、これを組織内で共有して実行し、達成度合いを継続的に時系列で評価する進捗管理が必要である。そうした対応が、例えば監察（内部監査）の実施というような形で自律的に行われなかったことは組織的な大きな課題であり、課題認識の感度と適応力を高めるよう、組織の人事的な見直しや監察（内部監査）制度の再定義と実践も含めた、組織風土改革に取り組むことが、非常に強く望まれる。	消防局総務課	本事案の発生を受けて、当該防火協力会等会計における事務処理が、現金等の取扱いとならないよう「任意団体の会計事務取扱マニュアル」に沿って事務処理の見直しを行い、各事務処理ごとに個々で再発防止策を講じ実施しますとともに、警察による捜査結果等を踏まえ、事実関係の確認を行い、関係職員に対する処分等を実施しました。 また、包括外部監査における指摘を重く受け止め、同種事案の再発防止及び組織的な内部統制機能の強化を図るため、令和8年度から消防監察を実施しています。消防監察のうち、今回、特命監察として職員倫理条例に係る事項及び経理事務執行の適否を重点項目として調査するとともに、包括外部監査結果報告書に係る指摘事項の進捗状況についても調査しています。 今後は、監察結果を踏まえた改善状況の確認及び進捗管理を継続的に行い、課題認識の共有と再発防止に努めていきます。	措置予定
7	42ページ		○	防火協力会及び防火協力連絡協議会について	支出に際して防火協力会会長から都度、電話での口頭承認を得たことは支出伺い上明確にはなっておらず、承認を得たことを明確にするために、支出伺い上その旨を記載する、あるいは、メールで承認をもらうなど、承認関係を明確にすることが望ましい。	消防局総務課	支出に際しては、事前に防火協力会会長から電話で口頭承認を得た後、その口頭承認日を予算執行伺書に明記するとともに、同予算執行伺書には防火協力会会長や会計理事から押印を受領し、承認関係を明確にしました。	措置済み

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
8	43ページ		○	防火協力会及び防火協力連絡協議会について	連絡協議会や西防火協力会においては、会計事務を引き継いで自主管理しているという事例もあることから、中・東の両防火協力会への業務の引継ぎについても、今後3年程度を目途に防火協力会が規約に沿って完全に自主運営するように、消防局として真摯に継続的に要請・尽力することが望ましい。	消防局総務課	中・東防火協力会の自主運営については、西防火協力会等の事例を参考に、各団体の運営状況や課題を整理するとともに、通帳・印鑑の管理をはじめとする会計事務の引継ぎについて協議を進めてまいります。 また、段階的な業務の引継ぎや事務の一元化についても検討し、各防火協力会が規約に沿って自主運営できる体制の確立に向けて取り組んでまいります。	検討中
9	48ページ	○		防火協力会の懇親会への参加について	防火協力会は利害関係者に準ずるものとして整理すべきである。防火協力会の事務局員という立場で参加していたとしても、身分は市の職員であることに変わりはないことから、防火協力会から部分的であっても供応を受けて懇親会に参加することは、職員倫理規則第4条第6号の禁止行為に抵触するおそれが懸念されるべきことと認識して、少なくとも事前に倫理監督者に相談すべきであった。より本来的には、利害関係者との懇親として自己負担を前提に、倫理監督者の許可を事前に得るべく申請すべきであったし、今後はそうした感覚をもって職員倫理条例・規則に則した倫理の実践に心がけることが必要である。	消防局総務課	防火協力会等の関係団体との懇親等については、令和8年4月10日付けで東大阪市職員倫理条例及び同規則に基づき、利害関係者に準ずる関係性も考慮し、職員として適切な対応を行う必要があることを改めて周知しました。 また、職員が判断に迷う場合には、倫理監督者へ事前相談を行うこと及び必要な場合には事前許可申請を行うことについて、服務規律の確保の観点から所属長を通じて周知徹底を図っております。 あわせて、令和8年度消防監察においては、消防職員としての服務や法令遵守意識の向上のため調査を行っています。なお、令和8年5月末時点における利害関係者との懇親等の実施状況を確認したところ、いずれも飲食許可申請書による申請手続が行われており、会費についても参加者の自己負担であることを確認しています。引き続き、関係規程に基づく手続の徹底及び職員への周知を図り、適正な運用に努めています。	検討中

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
10	52ページ		○	救急体制について	救急体制の確保・強化に向け、救急需要の分析を継続するとともに、基準隊数との乖離を解消する観点から、増隊の必要性や時期について、計画的に検討を進めることが望まれる。	消防局総務課	毎年度、関係課の救急需要の分析を基に、増隊の必要性や時期について、今後の人口動向も加味し検討しています。	措置済み
11	58ページ		○	消防局の組織風土改革に向けた人事交流について	現場重視の消防職員が、組織マネジメントを学び、現場から一定の距離を置いて社会の変化に適応できる組織化に向けたマネジメントを実践するには、理念や規範に関する座学だけでは足りず、外部からマネジメント人材を招き、あるいはマネジメントを担う（候補）者を一定期間外部に派遣・出向等することが効果的ではあるが、これまでの出向実績の効果を勘案すると、消防業務との直接的業務関連性を超えた外部、現実的には市長部局（危機管理室を除く。）との継続的かつ中長期的な人事交流、しかも局管理層の一定割合を占める程度の規模の人事交流を要する状況ではないかと思料する。	消防局人事課	消防組織が社会環境の変化や多様化する行政課題に的確に対応していくためには、現場経験に加え、組織マネジメントや行政運営に関する知見を有する人材の育成が重要であると認識しており、これまでも、本市本庁部局と消防局では、相互に人事交流を図ってきました。また、総務省消防庁消防大学校及び大阪府立消防学校へは、長期にわたり職員を派遣し、組織外での知見を深め、他機関とのネットワーク構築に努めるようにしています。 これまで、企画財政部資産経営室や財政課への消防職員の派遣をしてきましたが、より効果的な人事交流を推進するにあたり、その規模や対象者等について関係部局と調整を図る必要があり、将来の組織運営を担う中堅職員をはじめとする多様な職員層を対象とした相互派遣についても検討し、組織力の向上につながる人事交流の推進に向け、引き続き検討及び調整を行います。	検討中

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
12	58ページ	○		「金銭出納帳」の収入日の誤りについて	資金前渡事務マニュアルに従い、入金日に収入を記帳するなど、適切な前渡資金管理を徹底されたい。	消防局予防課	マニュアルに従い、資金の移動毎に金銭出納帳へ記載しており適正な事務執行を徹底しています。	措置済み
13	61ページ	○		前渡資金に係る「金銭出納帳」の記帳と現金の記載管理について	（前渡資金の）戻入出金の記帳が遅れていたことは一つの反省点であるが、もう一つの課題として、金庫に保管されていた現金そのものの受払残高が記録管理されていなかったことが挙げられる。「金銭出納帳」に、実際の現金の入出金及びその時点の現金残高を併記して、消防局が管理する前渡資金の残高とその一部である金庫内保管している現金残高とをそれぞれ把握管理する必要がある。	消防局総務課	管理する前渡資金残高と金庫内保管している現金残高とをそれぞれ把握管理するため、実際の現金の入出金及びその時点の現金残高を明記しています。	措置済み
14	66ページ	○		物品不用決定の処理漏れについて	石切出張所にあった備品は廃棄されている。そのため、物品不用決定伺書により不用の決定をする必要があったが、この処理が令和6年度まで漏れていた。	消防局東消防署	令和7年度監査時点で不用決定の事務処理は完了しています。今後も関連担当課とその都度連携を図り、適正な事務の実施に努めてまいります。	措置済み

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
15	67ページ		○	備品リストの設置場所について	備品リストの設置場所が実際の設置場所と異なる場合、所在が不明となる可能性や盗難・紛失の際の発見が遅延する可能性が高まると考えられるため、備品リストに記載されている設置場所と、実際に備品が保管されている場所が異なる場合には、適切に修正するべきである。	消防局総務課	ご指摘のあった備品については、即時修正を行いました。また、その他の備品につきましても見直しを行い、誤りがあった場合は修正を行っており、年度内に完了する予定です。	措置中

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
16	68ページ	○		現物照合に関する詳細な規程について	出納室は過年度の包括外部監査報告による意見に対する措置を速やかに完遂し、その管理ルールの明確化の一環として実査・棚卸マニュアルを整備・充実すべき職責を認識する必要がある。 ※過年度の包括外部監査報告による意見内容 備品の管理方法を具体的に定めるにあたって、備品の現物実査に基づく調査を行うべきことを明確に定めたうえで、定期的に備品の実査を行うべきである。また、当該調査は実際に現物の実査が行われたことを出納室が事後的にチェック・検証することができるような形式で行われる必要がある。（備品の管理ルールの明確化について） 備品の管理方法を具体的に定めるにあたって、備品の現物実査に基づく調査を行うべきことを明確に定めたうえで、定期的に備品の実査を行うべきである。また、当該調査は実際に現物の実査が行われたことを出納室が事後的にチェック・検証することができるような形式で行われる必要がある。（備品の現物実査について）	出納室	過年度の意見内容である備品の現物調査については、指摘を踏まえ令和3年度から毎年実施しております。 また、物品の管理についても原局と出納室の役割の明確化を図り、出納室においては適宜現物照合を行いながらその役割を果たすよう努めてまいります。	措置予定
17	69ページ		○	現物照合に関する詳細な規程について	実務の精度向上に向けて、現物照合の実施マニュアルの改訂が望まれる。	出納室	令和3年度から実施している現物照合時の実施マニュアルについて、文言を追記することでより具体的にイメージできるよう改訂を行いました。	措置済み

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
18	73ページ		○	備品リストの抽出時点及び現物照合の実施時期について	備品リストの抽出時点と現物照合の時期を一致させることに、一定の制約があることは理解できるが、現物照合時の業務の負担を考慮し、備品リストの抽出時点は、現物照合の時期に近い時点とすることが望ましい。	出納室	財務会計システムの更新に伴い、令和7年度より各所属において適宜備品リストの抽出が可能となっております。	措置済み
19	73ページ	○		備品整理票の貼付漏れについて	備品整理票をはり付けることが可能なものにもかかわらず、これをはり付けていないものが散見された。	消防局総務課	漏れていた備品整理票の貼付けを行いました。以後適正な備品管理に努めます。	措置済み
20	73ページ		○	備品整理票の貼付基準について	備品整理票をはり付けるか否かは現場判断になっていた。備品整理票が貼られていないものについて、貼付漏れであるのか否かを客観的に判断できない状況であるため、貼付対象備品を規定したマニュアルを作成することが望ましい。	消防局総務課	基準の作成及び周知を行う予定としています。	措置予定

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
21	74ページ	○		防火協力会連絡協議会の財産管理について	外部の任意団体の所有物を預り保管する場合にはなお更、透明性のある管理を実践して事故等を未然に防止しなければならないという意識を徹底し、例えば、預り書の収受や定期的な現物確認など、適切な管理を励行されたい。	消防局総務課	外部団体の所有物を保管する必要が生じた場合は、預かり書を作成し、保管物の内容及び数量等を明確にした上で管理します。 また、基本的に預かることはありませんが、保管した物品については、定期的に現物を確認し、預かり書の記載内容との照合を行うなど、適正な管理を徹底してまいります。 なお、現在、防火協力連絡協議会から預かっている商品券や現金等はありません。	措置済み
22	77ページ	○		歓送迎会会費の残金の管理について	予防課において、予防課内の歓送迎会の残金3,069円が、大金庫内の小金庫に保管されていた。歓送迎会会費の残金が入っていた小金庫が破損していたこと、また、予防課の職員自身も指摘があるまで小金庫に残金を保管していたことを失念していた状況であった。紛失リスクや盗難リスクを低減するため、歓送迎会などの会費は即時精算し、残金を持ち越さないようにし、また、公金を保管する局金庫には持ち込まないことが望ましい。	消防局予防課	即時精算を行い、局金庫に現金を保管しないように運用を改め所属員に周知徹底を行いました。	措置済み
23	77ページ	○		中消防署の財産管理について	中消防署において、公金とは別に、歴代幹部や職員有志の拠出金、親睦会会費の残額、贈答品（商品券等）を換金した資金などを原資とする「雑金」が、管理簿とともに金庫内に保管されていた。職員に対して公金と私金の区別を周知徹底し、公務で使用する費用について雑金から支出をしないようにすることが必要である。	消防局中消防署	令和8年3月に中消防署長が中消防署全職員に対し、公金と私金の区別について周知徹底を図るための訓示を実施いたしました。 なお、令和7年度からは、公務で使用する費用については雑金からの支出は行っておりません。	措置済み

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
24	78ページ		○	中消防署の財産管理について	雑金を署内で管理する場合は、署内での管理をなくすことを最終の着地点として、ルールに基づく運用管理を複数人で行うことが考えられる。	消防局中消防署	現在、中消防署において雑金はございません。	措置済み
25	84ページ		○	有寿命部品の見直しにかかるオーバーホール費用の増額について	令和6年度において契約金額が、年度中に増額変更されている。これは当初更新対象としていなかった機器で故障が頻発し、協議のうえで当該機器を中間更新の対象とする変更契約を事業者と交わしたことに伴うものであるとの説明を受けた。契約上定めのない事項について、協議に基づき決定した場合には、どのように協議をして決定したのか、その経緯を明確にするために協議記録を決裁文書に添付し文書として残すことが望ましい。	消防局指令課	令和7年度以降、契約上に定めのない事項は発生していません。契約上定めのない事項が発生した場合の対応においては、事業者との協議記録を作成のうえ文書として保存し、変更契約を行う際は、起案文書に添付して対応してまいります。	措置済み

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
26	84ページ		○	長期継続契約の検討について	高機能消防指令センター整備事業整備機器に関する維持管理業務委託契約においては、単年度契約として運用しているものの、システム機器の更新までは当該事業者への委託が継続すると見込まれ、実質的に長期の随意契約となっている可能性がある。長期継続契約とすることにより、事務負担の軽減、サービスの安定確保が期待できるため、本件契約については、長期継続契約の適用も含め、契約方式の見直しを検討することが望ましい。	消防局指令課	現在、消防指令システムは、更新事業を進めており、令和10年4月1日から新システムへ移行する予定です。 次期システムにおいては、他市消防本部の事例等も踏まえて契約内容を検討した結果、債務負担行為によりシステム構築と5年間の運用保守を一括して委託することとし、仕様書に反映しています。	措置済み
27	88ページ		○	PFI事業における効果測定について	PFI事業については現在、多くの自治体で導入が進んでおり、今後、様々な自治体で費用対効果を踏まえた効果測定が実施されていくと考えられる。本件PFI事業も、東大阪市として初めてのPFI事業であり、今回、事後評価が初めて実施されることから、そこから得られた結果や知見を踏まえて、モニタリング手法の更なる改善を図ることが望まれる。	資産経営課	本件PFI事業について事後評価を実施した結果、事業終了時のVFMは約29.7%となる見込みであり、整備費及び維持管理・修繕費の削減効果が確認できたほか、長期包括発注による職員の事務負担軽減や維持管理にかかる定例会の有効性等を把握することができました。一方、事業終了時に求める施設の状況や引渡し条件の明確化、デジタルコンテンツの更新・維持管理のあり方、物価上昇への対応方法など、今後のPFI事業において留意すべき課題や改善点についても知見を得ることができました。 これらの事後評価で得られた結果及び知見については、令和8年度中に予定している次期事業の入札に係る各種資料へ反映し、モニタリング手法を含めた事業管理の更なる改善を図ります。	措置予定

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
28	97ページ	○		契約事務チェックリストのチェック誤りについて	契約事務チェックリストについて、決裁完了までに複数人がチェックしているが、チェック誤りについては見落とされていた。チェックリストについてより慎重なチェックを行うことにより、チェックリストに不備が生じないようにするべきである。	消防局総務課	決裁者（承認者）による契約事務チェックリストの慎重なチェックを行い、今後不備のないよう努めます。	措置済み
29	103ページ	○		定期清掃の業務完了報告について	業務完了報告について、完了日の記載が漏れていた。照合箇所の設定や照合証跡を付す等、確認漏れが生じないような工夫をし、仕様書に記載されているとおりの業務完了確認を遂行するべきである。	消防局総務課	業務完了日が明記された業務完了報告書を受領し業務完了確認を行っています。	措置済み
30	105ページ		○	従事人数の把握について	東消防署他1か所清掃管理業務を委託することにより、障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進することは評価されるべき効果であるというのは理解できるところであるが、どれだけの人が就労機会に従事できたかを具体的に把握しておくことは、定量的な効果測定として有効であるから、業務実施日ごとの従事人数を把握して推移を追うなどして効果を見ることが望まれる。	消防局総務課	令和8年度から報告様式に業務実施日毎の従事者数を記載するよう変更し、報告を受けています。	措置済み

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
31	106ページ		○	『東大阪市消防職員の提案に関する規程』の改訂について	「東大阪市消防職員の提案に関する規程」第2条による提案の状況としては、制定された平成21年1月から監査時点（令和7年8月）までの期間で2件のみにとどまっている。業務改善へのアイデア創出の促進や職員のモチベーション向上に資するために本規程の周知徹底や改訂をすることが望ましい。	消防局総務課	「東大阪市消防職員の提案制度」をより実効性のあるものとするため、メールによる提案を可能とするなど、提出方法を見直しました。 これに伴い、令和8年5月22日付けで「東大阪市消防職員の提案に関する規程の一部を改正する訓令」及び「東大阪市消防職員の提案制度の周知について（通知）」を発出し、規程の改正内容を職員に周知するとともに、制度のリーフレットを掲示しました。	措置済み
32	108ページ	○		職員の勤務規律等の監察について	総合監察については「東大阪市消防監察規程」第5条第1項のとおり毎年1回の実施が必要となる。しかし、総合監察をはじめ監察そのものが実施された記録はなく、監察規程に従って適切に監察を実施するべきである。	消防局人事課	令和8年5月1日付け東大阪市消防監察規程第2条第2項に基づく監察員を任命しました。 監察員により令和8年度中に総合監察及び特命監察を実施する予定です。	措置予定
33	108ページ		○	厚生会への入会について	厚生会への入会について、入会や会費徴収に関するトラブルを防止する観点から、例えば、入会申込書の作成及び自署、「給与控除依頼書」への自署等を求め、これらを入会者の意思表示が分かる記録として残しておく等の対応を実施することが望ましい。	消防局人事課	令和8年度の新規入会から東大阪市消防職員厚生会会則を手渡し、会費を含めた会則を承認した上で入会申込書（署名あり）の提出を求め、入会意思が分かる記録を残しています。	措置済み

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
34	110ページ		○	職員採用応募者に対するアンケートの分析結果の文書化について	応募者がどのような媒体をみて採用試験を知ったかや志望理由等申込者に対する統計を作成し、次年度の採用活動に活かしている。しかし、実際にどのように当該統計資料を活かし、採用活動を行っているかが文書化されておらず、不明瞭となっている。統計結果について簡潔にでも採用活動にどのように活かしたか文書化することが望ましい。	消防局人事課	令和8年度の職員採用にあたり東大阪市消防局採用広報計画を作成し、文書化して採用活動に活かしています。	措置済み
35	115ページ		○	各消防署管轄の分署及び出張所の統廃合について	今後の人口減少により指針上必要性が低下する署所が生じる可能性があり、また地域的なアンバランスが地域特性により説明可能な許容範囲に収まっている状況であるのかなどを、早期に把握し計画的に統廃合を検討できるよう、定期的な配置調査を実施すべきである。	消防局総務課	令和13年度以降に目標耐用年数を迎える庁舎が複数あるため、人口減少に伴う庁舎統合及び今後の人口動向を踏まえ、検討を実施しています。	検討中
36	118ページ		○	AED設置の普及啓発について	AED設置のメリット(AED利用により救命率が大幅に改善される等)を啓発することにより、AEDの普及啓発を実施することが望ましい。	消防局救急課	消防局では、各種救命講習等において、AEDの使用方法の周知をはじめ、AEDの有効性について継続して普及啓発を行っております。なお、AEDの設置促進につきましても、重要な取組であると認識しております。そのうえで、従来の救命講習等やSNSを活用し、AEDの設置による効果や必要性の情報発信を行うとともにAED普及啓発を行っている財団が提供するAED使用による奏功事例等も合わせて紹介するなど、効果的な普及啓発方法について検討を進めてまいります。	検討中

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
37	119ページ		○	記録媒体の廃棄の対応について	物理破壊を要するような記録媒体の破棄を外部業者に依頼する場合において、その破壊作業に職員が立ち会わないのであれば、代えて破壊した記録媒体の写真を受領するようにマニュアルを改定することが望ましい。	情報政策課	令和８年４月に本市のセキュリティポリシーを改定、それに伴いその概要版にあたる職員向けハンドブックを作成し、記録媒体の破壊については以下のとおり定めています。 ▼情報資産の廃棄を事業者に委託する際、庁舎内で廃棄作業を行う場合は職員が立ち会う。 ▼事業者が庁舎外で廃棄作業を行う場合は、職員の立ち会いは不要だが、事業者から作業完了報告書の提出を求める。作業完了報告書への記載項目としては、業務名、シリアルナンバー、作業方法（物理破壊の場合は破壊前後の写真を添付）、作業日時等を例示している。	措置済み
38	121ページ		○	消防署員の訓練計画の作成について	警防訓練実施要領第8条に基づく訓練においても年間又は月次の訓練計画書を作成することが望ましい。	消防局警防課	消防隊等の日常の訓練（警防訓練実施要領第８条に基づく訓練）については、災害対応や日常業務の合間に、限られた時間を活用し、災害発生状況や隊員の勤務状況等に応じて、流動的かつ臨機応変に実施しています。 このため、年間又は月次の訓練計画として事前に具体的な内容や日時を定めておりませんでしたが、効果的な訓練が行えるよう計画作成を含め、警防訓練実施要領第8条の訓練について検討してまいります。	検討中

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
39	138ページ		○	防火管理者の見届け状況のメンテナンスについて	東大阪市では防火管理者の選任率が全国平均よりも10%ほど低い状況となっていることを踏まえると、現状の重大違反対象物のみならず、防火管理者の未選任についても、システム改修時に機能面の見直しを行い、システム上で一覧管理を行うか、重大違反対象物のようにExcel資料等で詳細な管理を実施すべきであると考えられる。現状のOAシステムでは操作性にも改善の余地があるため、システム改修時に機能面の見直しを実施することも検討されたい。	消防局予防課	防火管理者未選任対象物への対応を重要課題として位置付け、具体的な検討に着手しておりますが、管理手法や運用体制の詳細については現在検討段階であり、現時点で具体的な実施時期や最終的な運用方法を確定しているものではありません。 今後は、防火管理者未選任対象物の把握及び改善に向けた継続的なフォローを行うための運用方法を整備し、その後、必要に応じて管理機能の充実やシステム改修を行う形で検討しています。	措置中

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
40	141ページ		○	違反対象物公表制度の拡充について	利用者の安全確保および地域全体の、防火意識の向上に資する観点から寄与すること目的として、違反対象物の公表制度の対象範囲を拡充し、防火管理者の未届等についても公表の対象に含めることが望ましいと考えられる。	消防局予防課	違反対象物の公表制度の対象範囲の拡充については、国の制度において防火管理者未選任違反は公表制度の対象として位置付けられておらず、制度上の整合性を踏まえる必要があります。 また、地域の実情として、近隣ブロック消防本部においても当該対象範囲の拡充に係る取組は実施されていない状況であります。 消防局といたしましては、公表制度は違反対象物に対する注意喚起の手段の一つであり、まずは立入検査や違反指導を通じて、違反を発生させないこと、また発生した違反を早期に是正させることが重要であると考えております。 一方で、防火管理者の未選任をはじめとする防火管理体制の不備は、利用者の安全確保の観点から看過できない重要な課題であると認識しております。このため、引き続き違反是正指導の徹底に努めるとともに、公表制度の対象範囲のあり方について、国における制度改正の動向や他市消防本部の取組状況等を注視しながら、本市としての対応について調査・研究を進めてまいります。	検討中

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
41	141ページ		○	立入検査における人的要因の考慮について	同一の所有者が複数物件を所有している際に、各物件において違法状態があることも想定されるため、検査対象・頻度等を検討する際に、人を基準とした観点を加味することが望ましい。	消防局予防課	防火対象物は、原則、消防法における建物（棟）ごとの使用実態に基づく用途区分により規制や設備が適用されますので、立入検査の際に人的要因については考慮しておりませんが、ご意見のとおり、同一の所有者等が複数の防火対象物を所有している場合には、人的要因の観点から防火管理上の傾向を把握することも一定の意義があるものと認識しております。このため消防局といたしましては、立入検査や違反是正指導の実施状況を踏まえながら、人的要因を考慮した手法の有効性や運用上の課題について調査・研究を進めてまいります。 なお、立入検査は防火対象物ごとの危険性や利用実態に応じて実施していることから、人的要因をどのように立入検査実施計画へ反映させるかについては検討すべき事項もありますので、今後、他市消防本部の取組状況等も参考にしながら、本市における適切な運用のあり方について検討してまいります。	検討中

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
42	153ページ		○	消防団の設置状況について	分団ごとの世帯数や実員構成に大きな差異が存在している状況を踏まえると、市の非常備消防力が適切に設置され整備運用されているかについて、分団単位での再検討を行う必要があると考えられる。	消防局総務課	分団ごとの世帯数、団員数、年齢構成等の基礎的な状況を整理するとともに、地域特性等を踏まえた消防団の配置及び運営のあり方について検討する必要があると認識しています。今後、まずは各分団の現状把握を行い、その結果を踏まえ、消防団とも協議・調整を行いながら検討を進めます。	検討中
43	153ページ		○	消防団屯所の耐震性について	延床面積50㎡未満の消防団屯所のうち、耐震性の有無を把握しているものの、計画の検討対象外として耐震化の検討が行われていない屯所がある。市の市有建築物耐震化整備計画の検討対象基準に満たない施設であったとしても、その重要性に鑑み、耐震性の検討を行い、必要に応じて改善措置を図る必要がある。	消防局総務課	延床面積50㎡未満の消防団屯所についても、施設の重要性を踏まえ、耐震性の確認及び必要な対応について検討する必要があると認識しています。今後、各屯所の現状を整理した上で、建築営繕室等の関係部局と協議・調整を行い、必要な対応について検討を進めます。	検討中

令和7年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和8年5月末日現在）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容（令和8年5月末日）	措置の状況（令和8年5月末日）
44	155ページ		○	女性登用について	消防団の女性比率は1．8%であり、依然として全国平均（4．0%）を下回っている。国は「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、消防団員に占める女性の割合について10%を目標としつつ、2026年度（令和8年度）末まで当面5%とする目標を掲げている。女性消防団員の登用は、国の重点施策でもあり、消防団が有志の団体であることを踏まえても、国の目標との整合性を図る観点から、消防局が消防団と連携し、女性の入団促進を支援する具体的施策を講ずることが望まれる。	消防局総務課	女性消防団員の入団促進について、他市消防団における取組事例等を調査するとともに、消防団とも協議を行い、本市の地域特性や消防団活動の実情を踏まえた具体的な取組について検討します。	検討中
45	155ページ		○	消防団員の出動状況の確認について	システムから個人ベースでしか年間の出動実績を出力できないため、手作業で出動実績のあった団員を年額報酬の支給対象者として消込していく状況となっている。年額報酬支給対象者の検証が容易となるよう、消防OAシステム見直しの際に、出勤実績のある団員がリストアップできるよう検討されたい。	消防局総務課	消防団員の年間出動実績について、年額報酬の支給対象者を効率的に確認できるよう、令和10年4月から運用開始予定の新消防OAシステムの更新に合わせ、出動実績を一覧で把握できる機能について導入の可否を含めて検討しています。	検討中
46	156ページ		○	消防団アプリの活用について	消防団活動の効率化のみならず、消防局における消防団活動の効果的、効率的な管理の面からも消防団アプリの導入を引き続き積極的に推進されたい。	消防局総務課	令和10年4月から運用開始予定の新システム更新の仕様において消防団活動をサポートするアプリケーションを組み込む予定としています。	措置予定